

I.労働安全衛生法

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）は、労働基準法と相まって、労働災害の防止に関する総合的、計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康を確保し、さらに快適な職場環境の形成を促進することを目的として定められているものです。

労働安全衛生法では、これらの目的を達成するために事業者や労働者が構すべき措置・対策等が定められていますが、具体的な内容については、労働安全衛生法施行令や労働安全衛生規則、粉じん障害防止規則等の厚生労働省令において定められています（図1参照）。

また、健康障害の防止や労働者の健康保持増進のために必要な措置や対策等は、このほかにも作業環境測定法やじん肺法等の法律やこれに関連する政省令で示されており、これらによる対策を講じることが必要です。

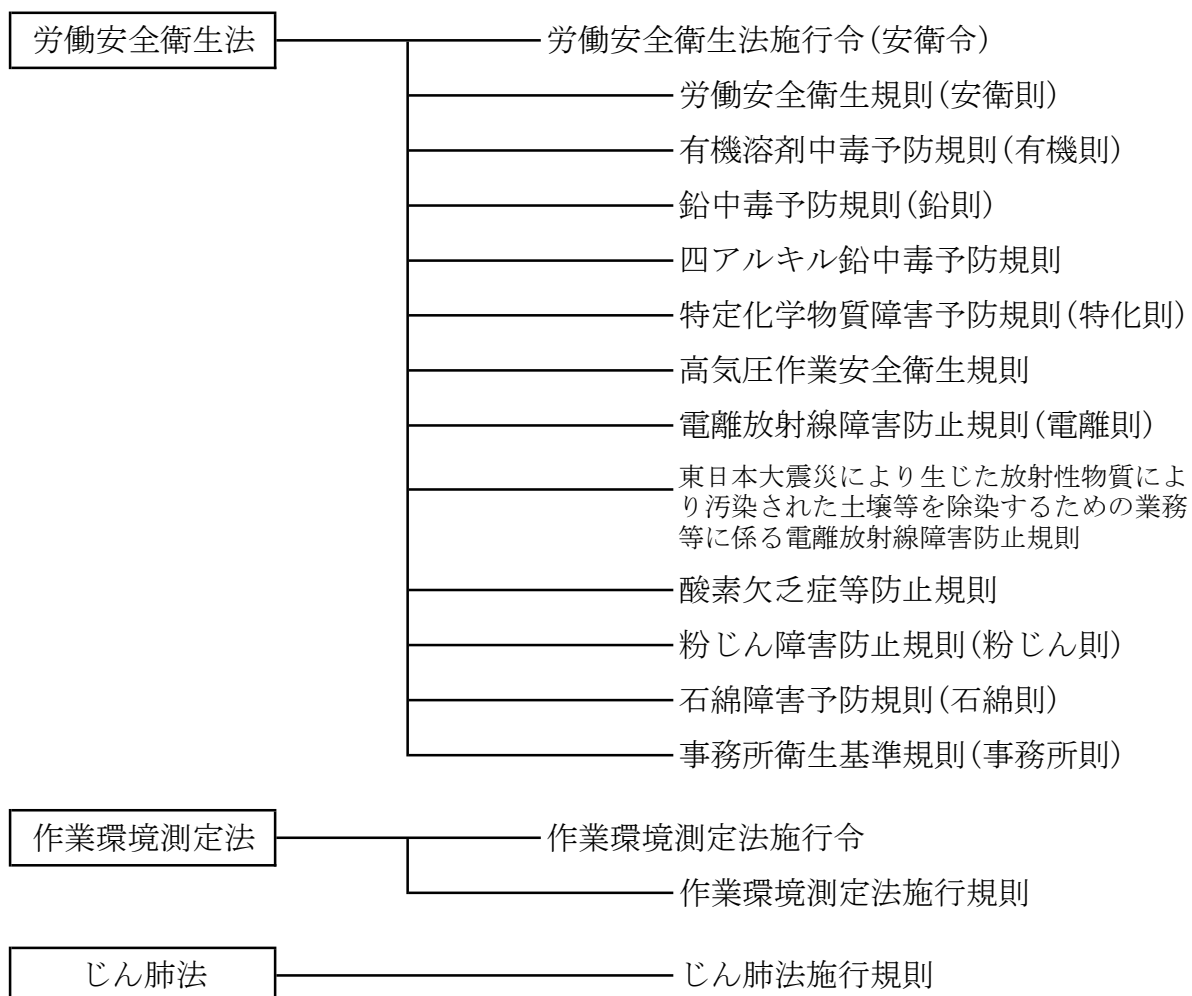


図1 労働衛生に関する主な法令について